

## 仕様書

### 1 件名

甲府市キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業業務委託

### 2 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 3 履行場所

甲府市内各事業所

### 4 業務の概要

甲府市キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業は、甲府市内においてバーコード等を利用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を行った消費者に対し決済金額の一部をポイント還元するキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の消費喚起を目的とする。

### 5 業務の内容

#### (1) キャンペーン期間

キャンペーン期間は、令和4年8月1日から9月30日までの2か月間とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンペーン期間を変更する場合があります。

#### (2) 対象事業所

甲府市内の事業者で、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及びタクシー業等とする。また、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）における中小企業・小規模企業等とし、大手チェーン店を除く。

#### (3) ポイント還元率及び付与上限

ポイント還元率は、決済額の20%とする。ただし、期間中付与上限額は1人あたり月額5,000円相当とし、1決済あたりの付与上限額は2,000円相当とする。

#### (4) 業務内容

##### ア 決済及びポイント還元に係る業務

(ア) 事業所への入金サイクルを可能な限り短くすること。

(イ) 利用者へのポイント還元期間を可能な限り短くすること。

##### イ 事業所への対応業務

(ア) 加盟の事業所に対してキャンペーンの概要を周知するとともに、参加の意思確認

を行うこと。

- (イ) 新規加盟事業所の開拓を積極的に行い、可能な限り短期間でキャンペーンに参加できるよう対応すること。
- (ウ) 対象事業所一覧を作成し、甲府市に提出すること。
- (エ) 対象事業所であることがわかる店頭掲示物等の広報物を作成し、対象事業所の配布すること。
- (オ) 事業所からの問い合わせに対して、迅速に対応すること。
- (カ) 導入手続きについて、事業所から要望があった場合に個別に対応を行うこと。

#### ウ 広報・問い合わせ対応業務

- (ア) 対象事業所に配布するチラシやポスター等の広報物については、甲府市と協議し作成すること。
- (イ) 受託者のコンテンツを活用してキャンペーン対象事業所を一般利用者に広く周知すること。
- (ウ) 効果的な告知方法により、広くキャンペーンの周知を図ること。
- (エ) 一般利用者等からの問い合わせに対して、円滑かつ誠実に対応すること。

#### エ キャッシュレス決済説明会等開催業務

- (ア) 市内事業所のキャッシュレス化を推進するため、事業所に対しキャッシュレス決済導入の経営上のメリットや利用方法等に関する説明会等を開催すること。なお、内容や会場については、甲府市と協議のうえ、決定するものとする。
- (イ) 一般利用者に対し、スマートフォン等の使い方やキャッシュレス決済のメリットや方法などに関する説明会を開催すること。なお、内容や会場については、甲府市と協議のうえ、決定するものとする。

#### オ キャッシュレス決済の動向調査報告業務

- (ア) キャンペーン期間中の利用状況等の動向を調査し、1週間に1回以上の頻度で甲府市に報告すること。
- (イ) キャンペーンにおける対象事業所数、利用者数、業種及び日別の決済状況、決済利用回数など事業の結果に関するデータの集計・分析を行い、実績報告書の提出時にデータ化した資料を添付すること。なお、提出を求めるデータの内容については、甲府市と協議のうえ、決定する。

#### カ データの管理業務

業務の遂行に伴って収集したデータは適正に管理し、個人情報取り扱いは厳正に行うこと。

#### キ その他必要な業務

- (ア) 本業務を統括する事務局を設置すること。
- (イ) 適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- (ウ) 事務局は全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。

(エ) 事務局は甲府市との連携を密にすること。

## 6 その他

- (1) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部もしくは一部を受注できない場合があります。
- (3) 受託者は、本委託業務の実施に際して、仕様書に定める事項に疑義が生じた場合には、独自の判断や従前の例によることなく、遅滞なく委託者と協議のうえ対応を決定すること。
- (4) 委託者は、受託者に対して本市要所に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。
- (5) 原則、本委託履行（納品物の納入を含む。）に際して、委託者が提供するもの以外の必要な経費はすべて受託者の負担とする。
- (6) 成果品については、甲府市に帰属するものとする。

## 7 上限提案額

本業務の上限提案額は 707,167,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、ポイント付与原資については 680,000,000 円以内とする。

※令和 4 年 6 月補正予算の編成過程で変更となる場合がある。

- (1) 事務費等は提案限度額からポイント付与原資を除いた額の範囲内とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響等による本業務の変更・中止については、契約期間、委託料もしくはその両方を変更する契約変更を行い、その際に変更・中止に伴って発生した費用について別途協議し決定する。

## 8 支払方法

支払方法は、業務完了後の一括支払いとし、請求書の提出を受けた請求日の属する月の翌月末までに一括で支払う。